

## 長野県社会福祉事業団の広報誌「やまなみ」編集業務委託仕様書

この仕様書は、社会福祉法人長野県社会福祉事業団における事業団の広報誌「やまなみ」編集業務委託契約の内容及び履行方法等の細則について定めるものとする。

なお、この仕様書は業務を実施するための大要を示すものであり、その性質上記載のない事項でも自然付帯の業務は委託契約金額の範囲内で実施すること。

また、業務の特質から、障害者総合支援法、知的障害者福祉法、個人情報保護法、労働基準法、労働安全衛生法等の関係法令を遵守することとする。

### 1 業務の名称

社会福祉法人長野県社会福祉事業団の広報誌「やまなみ」編集業務委託

### 2 目的

広報誌「やまなみ」は当事業団に関心を持つ、または関係するすべての個人や団体に対して、その取組を伝えるための情報発信ツールとして非常に重要な役割を果たしている。

また、当事業団全職員に対しても帰属意識の醸成を果たす役割も兼ねており、当事業団情報をより正確かつ分かりやすく、そして魅力的に伝えるために、さらなる内容の充実・質の向上を図ったコンテンツを作成すること。

### 3 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日

※広報誌編集業務については、期間満了の3か月前までに委託者または受託者のいずれから相手方に対し契約を継続しない旨の書面による通知がない場合、契約期間の末日の翌日から1年間、新たな契約として自動的に更新するものとし、最長令和10年3月31日まで契約期間の更新を行う。

### 4 委託場所

社会福祉法人長野県社会福祉事業団本部事務局（長野県長野市高田364番地1）および各所（その他取材や作業、打合せのため必要な箇所を含む。）

### 5 業務概要

当事業団の広報誌「やまなみ」の発行にあたり、編集会議への参加、原稿のリライト・一部作成・校正、デザインレイアウト、イラスト作成、印刷原稿の制作、DTP編集、編集データの納品及び印刷、製本。また当事業団ホームページに掲載するためのデータを委託者に納品する。

### 6 仕様

(1) 発行月 7月号（6月発行）、1月号（12月発行）

(2) 部数 3,500部

- (3) 判 型        A4判・冊子型・縦
- (4) 印 刷        全ページフルカラー
- (5) 製 本        中綴じ
- (6) 紙 質        後日協議
- (7) 本体仕様     8ページ以上12ページ以下

## 7 業務内容

### (1) 編 集

発行号1号につき原則2回の編集会議の開催をし、企画に対する提案、助言。またその他に必要な打合せ等は電話、電子メール、Webミーティングなどにより行うものとする。

### (2) デザイン

(ラフ) レイアウト、イラストの作成。イラストについては、フリーウェアや市販のものは原則として使用せず、記事の内容にあったイラストをその都度制作するものとする。(イラストの概数については、過去の「やまなみ」を参照のこと)

### (3) 取 材

当事業団が指定するコーナーの取材同行、写真撮影、原稿作成をする。なお、取材時の費用(交通費等)は双方協議の上、原則委託者の負担とする。

### (4) 校正(リライト)

原稿の内容と誤字脱字等の確認、修正のほか、適切かつ分かりやすい文章に手直しし、記事の質を高める。

### (5) データの作成

DTP編集により、校了原稿のホームページ用テキストデータ、PDFデータを提供する。

### (6) 業務スケジュール

制作・編集進行の管理をし、作業の進捗に支障がないようにする。

## 8 秘密保持

- (1) 受託者は、当該事業において収集及び取り扱う個人情報は「長野県個人情報保護条例」を準拠するとともに、個人情報に関する法令を遵守し、適正に取り扱うものとし、流出・損失を生じさせてはならない。
- (2) 受託者は、本業務上知り得た秘密を他に一切漏らしてはならない。
- (3) 受託者は、成果品(業務の履行過程において得られた記録等も含む)を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、委託者の承諾を得た場合は、この限りではない。

## 9 その他

- (1) 本委託にあたっては、関係法令を遵守すること。
- (2) 本委託にあたり、受託事業者は事業団担当者と連絡を密に取り、作業の進捗に支障

がないようにすること。

- (3) 本仕様書に定めのない事項および委託内容に疑義が生じた場合は、事業団と協議のうえ、対処すること。
- (4) 委託者の定めた仕様書の履行がされず、協議をしても改善がみられないと判断した場合は、契約期間内であっても催告し、契約を解除することができる。
- (5) 受託者は、契約期間満了等により受託者が変更となった場合は、新たな受託者による本業務が円滑に行えるように引継ぎに協力すること。
- (6) 損害賠償責任について
  - ① 委託業務の実施にあたっては、委託者及び施設及び第三者に損害を与えないようにしなければならない。
  - ② 受託者はその責めに帰すべき事由により、委託者及び施設及び第三者に損害（事件・事故等）を与えた場合は、その損害について賠償責任を負うものとする。
- (7) 委託者は、委託業務に関して調査し、必要のある時は改善を求めることができる。この場合、受託者は直ちにこれに応じ、その結果を報告しなければならない。